

## ○横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定について

### 1 制定の理由

令和4年度から市立学校に学校運営協議会（以下、「協議会」）を設置することに伴い、その設置等について必要な事項を定めるため、教育委員会規則を制定する必要があるため。

### 2 制定の経緯

協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地教行法」という）第47条の5に規定されている、地域住民・保護者・有識者などが学校と目標を共有し、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。

平成29年3月に地教行法が改正され、協議会のさらなる活動の充実と設置の促進を図るため、教育委員会に対して、所管する学校への学校運営協議会の設置の努力義務が課せられました。

このことを受けて横須賀市においても、令和4年度から市立小学校・中学校・ろう学校・養護学校及び高等学校に協議会を設置することとしました。

### 3 主な構成

| 条 文 | 規定内容 | 概 要  |
|-----|------|--|
| 第1条 | 趣 旨  | (根 拠) 地教行法第47条の5   |
| 第2条 | 目 的  | 学校、保護者及び地域住民との協働を図り、児童生徒の健全育成に取り組む。  |
| 第3条 | 設 置  | (設 置 者) 横須賀市教育委員会<br>(設置場所) 各市立学校(市立小学校・中学校・ろう学校・養護学校及び高等学校)<br>ただし、必要な場合は2以上の学校に一つの協議会設置可能    |
| 第4条 | 統括本部 | (本 部 長) 教育長<br>(副本部長) 学校教育部長<br>(庶 務) 教育指導課  |
| 第5条 | 委 員  | (定 数) 原則8名以内<br>(任 命 等) 校長の推薦により教育委員会が委嘱・任命する。<br>(構 成) 保護者、地域住民、校長、教職員、その他<br>(身 分) 特別職の地方公務員 |

|      |     |  |
|------|-----|--|
| 第7条  | 任期  | 任命の日から起算して最初の3月31日まで再任を妨げない。   |
| 第8条  | 会長等 | (会長) 委員の互選：会務を総理・会議の議長<br>(副会長) 会長が指名：会長を補佐・職務の代理  |
| 第11条 | 方針  | 学校運営に関する基本的な方針（毎年度作成）<br>(作成者) 対象学校の校長<br>(承認者) 協議会  |
| 第12条 | 役割  | (承認事項)<br>・学校運営に関する基本的な方針の承認<br>(協議事項)<br>・対象学校の運営に関すること<br>・対象学校の運営への必要な支援に関すること<br>・対象学校の児童生徒の健全育成に関すること、など<br>(情報提供)<br>・保護者及び地域住民（以下、「地域住民等」）に上記協議結果の提供<br>(協同活動)<br>・学校教育目標の共有<br>・学校にかかる多様な活動を地域住民等との協同活動につなげるよう努めること<br>(支援体制)<br>・地域住民等との連絡調整<br>・地域住民と学校との活動の支援 |

※その他、守秘義務等、学校運営協議会の設置にあたり必要な事項を定めている。

#### 4 施行期日

令和4年3月1日 公布

同年4月1日 施行